

BTMU CHINA WEEKLY

ご挨拶:「改革の深化」を目指す中国と三菱東京UFJ銀行の海外業務支援体制

旧年中は三菱東京UFJ銀行をご愛顧賜りまして、厚く御礼申し上げます。

2013年の中国経済は、輸出の低迷やシャドーバンキング問題等に起因する短期金融市場の金利急騰等を背景に、前半は減速懸念が高まりましたが、その後、外需の回復や国内景気対策等を受けて持ち直し、2013年通年のGDP成長率は政府目標の7.5%を達成したものと見られています。

中国では、昨年3月に習近平・李克強体制による新政権が発足し、11月に開催された「三中全会」（中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議）で、今後の中長期的な施政方針として「経済改革の全面的な深化を図ること」や「経済活動において市場が決定的な役割を果たすこと」が決定しました。

また、昨年9月には、成長モデルの転換に向けた新たな国家プロジェクトとして、「中国（上海）自由貿易試験区」がスタートしました。1978年の改革開放に次ぐ大改革とも目される「中国（上海）自由貿易試験区」は、貿易、投資、金融、行政の開放を目的とするもので、なかでも、資本取引の自由化、金利の自由化、クロスボーダー人民元決済の発展等を展望した金融改革については、内外からその行方が注目されています。

一方、日系進出企業を取り巻く中国の投資環境に目を向けますと、人件費の高騰、労働力確保の困難、人民元高の進行等の問題が引き続き課題として指摘されていますが、同時に、中国は人口13億5千万人、GDPは米国に次ぐ世界第2位、自動車販売では2,000万台を超える世界最大規模の市場に成長しており、こうしたなか、日本企業の間では中国現地法人の組織再編・事業効率化、生産・販売の国際分業体制の構築等の検討が進んだ年でもありました。

日本企業のグローバルなビジネス展開が益々活発化する中で、弊行は本邦におきましては、人民元決済の手続簡素化による利便性向上を図りましたほか、中国に加えアジア、欧米の最新情報をお届けする情報誌の発信、グローバル経営支援セミナーの開催等により、クロスボーダー・ビジネスにおける経営・財務戦略の策定にお役に立つ情報提供に努めて参りました。

弊行は中国を始め海外における邦銀随一の歴史とネットワークから培われたノウハウを駆使し、国内海外拠点一体となり国際性No.1を誇るサービスにより、貴社のグローバルビジネスをご支援申し上げる所存です。今後ともMUFGの一層のご活用を宜しくお願い申し上げます。

三菱東京UFJ銀行
執行役員 国際業務部長
秋田孝之

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2013 年 12 月中旬から 2014 年 1 月初旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

【法律】

- 「全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国海洋環境保護法』等 7 本の法律改正に関する決定」(2013 年 12 月 28 日可決)

【行政法規】

- 「国務院の中国（上海）自由貿易試験区内での関係行政法規及び国務院文書に定める行政審査・認可または参入特別管理措置の暫時調整に関する決定」（国発〔2013〕51 号、2013 年 12 月 21 日発布・実施）

【規則】

- 「工業情報化部、国家發展改革委員会、財政部、国家税務総局の『集積回路設計企業認定管理弁法』の印刷・発布に関する通知」（工信部聯電子〔2013〕387 号、2013 年 12 月 3 日発布、2014 年 1 月 1 日施行）

- 「非居住者企業持分譲渡の特殊性税務処理適用の関係問題に関する公告」（国家税務総局公告 2013 年第 72 号、2013 年 12 月 12 日公布・実施）

- 「加工貿易国内販売徴税手続き集中処理に関する公告」（税関総署公告 2013 年第 70 号、2013 年 12 月 16 日公布、2014 年 1 月 1 日実施）

- 「營業税改革増値税徴収試行の増値税一般納税者資格認定の関連事項に関する公告」（国家税務総局公告 2013 年第 75 号、2013 年 12 月 16 日

【重要】 改正される法律は、「海洋環境保護法」、「薬品管理法」、「計量法」、「漁業法」、「税関法」、「タバコ専売法」、「公司法」の 7 本。このうち、外商投資企業への影響が大きい「公司法」については、下記の解説をご参照。

中国（上海）自由貿易試験区では、外商投資企業に対する審査・認可制を届出制に変更し、外資を制限していた業種・業務を開放することとなったが、これらに関する行政法規 21 本を暫時停止するとしたもの。

半導体集積回路設計企業の認定規則。■2011 年から半導体集積回路設計企業はソフトウェア企業とともに、当局の認定を得ることを条件に、2017 年末まで企業所得税の 2 免 3 半減の優遇が適用されているが、その元となった財政部と国家税務総局の通知（財税〔2012〕27 号に規定される条件）を踏まえて新たに制定されたもの。■その認定条件は、上記通知の内容と同じで、①大学専科以上の学歴を持つ従業員が従業員総数の 40%以上、かつ研究開発要員が総数の 20%以上、②コア技術を持ち、年間の研究開発費用が販売収入の 6%以上、かつ中国国内での研究開発費用が総費用の 60%以上、③設計の販売収入が総収入の 60%以上、かつ自主設計の販売収入が総収入の 50%以上、などと厳しい。

【重要】 企業再編税制に関する公告。2009 年 4 月に発布された基本規定（「財政部・国家税務総局の企業再編業務企業所得税処理の若干の問題に関する通知」財税〔2009〕59 号）に関連するもの。詳細は、下記の解説をご参照。

加工貿易企業に対する利便措置の一環で、保税貨物を国内で販売する際の集中納税手続きを一部地区での試行から全国に拡大するもの。■対象は、税関特別監督管理区域（保税区域）外にある税関のネットワーク管理を受けていない税関の企業分類が B 類以上の企業（上記区域内の企業と区域外のネットワーク管理企業は実施済み）。■集中納税を行う場合、B 類企業は税関への保証金または銀行保証状の提供が必要で、その金額は「1 ヶ月の国内販売予定額×申請時の為替レート×総合税率 22%×50%」で計算する。AA 類企業と A 類企業は不要。

交通運輸業と一部現代サービス業での營業税から増値税への改革試行における増値税一般納税者資格認定に関する公告。■①改革試行前に課税サービス年間販売額（連続 12 ヶ月内の課税サービス営業額合計÷（1+3%）で計算）が 500 万元を超えた納税者

公布・実施) ○「商務部、税関総署公告 2013 年第 98 号 (『2014 年自動輸入許可管理貨物目録』公布) (2013 年 12 月 30 日公布、2014 年 1 月 1 日実施) ○「商務部、税関総署、国家品質監督検験検疫総局公告 2013 年第 97 号 (『2014 年輸入許可証管理貨物目録』公布)」(2013 年 12 月 31 日公布、2014 年 1 月 1 日実施) [政策] ○「工業・情報化部、上海市人民政府の中国(上海)自由貿易試験区の付加価値通信業務の更なる対外開放に関する意見」(2014 年 1 月 6 日発布)	は、主管税務機関に認定手続きを申請しなければならない、②同じく 500 万円を超えない納税人も、規定の条件に適合すれば申請できる、③改革試行前に増値税一般納税者資格を取得済みの課税サービスを兼営する納税者は申請不要、など。 「2014 年自動輸入許可管理貨物目録」の公告。自動輸入許可管理貨物は、輸入動向を監視するために「自動輸入許可証」(10 日以内に自動的に交付される)の事前取得を義務付けている貨物のこと。日系企業への影響が大きい機械・電気製品は、前年とほぼ同様で、光ディスク生産設備、タバコ機械、移動通信製品、衛星放送・テレビ設備及び重要部品、自動車製品、航空機、船舶、ゲーム機械、タービン、発動機及び重要部品、水力タービン及びその他の動力装置、化学装置、食品機械、工事機械、抄紙機械、紡織機械、金属精錬・加工設備、金属加工工作機械、電気設備、鉄道車両、医療設備の 21 種類 456 品目。具体品目は、商務部の HP (下記) をご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201312/20131200446721.shtml 「2013 年輸入許可証管理貨物目録」の公告。輸入許可証管理貨物は、輸入制限を目的として「輸入許可証」の事前取得を義務付けている貨物のこと。2014 年も前年と同様、重点中古機械・電気製品(化工設備、金属精錬設備、工事機械類、クレーン運輸設備、抄紙設備、電力・電気設備、食品加工・包装設備、農業機械類、印刷機械類、紡織機械類、船舶類、印刷機・複写機・ファクシミリ用ドラムの 12 種類 85 品目)とオゾン層破壊物質 49 品目が対象となっている。具体品目は、商務部の HP (下記) をご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201312/20131200446715.shtml 中国(上海)自由貿易試験区での付加価値通信業の開放拡大に関する指針。昨年 9 月の国務院全体計画で、外資に対して一部業務の経営を許可することが明らかにされていたが、その内容を示したもの。■①情報サービス業務(オンラインストア)とデータ保存・転送業務で、50%超の外資比率を試行する、②新たにコールセンター業務、国内マルチ通信サービス業務、インターネット接続サービス業務、IP-VPN 業務を開放し、IP-VPN 業務を除き 50%超の外資比率を許可する、③オンラインデータ処理・取引処理業務(電子商取引経営)は、50%以下の外資比率とする、④上記各業務のサービス提供範囲は、インターネット接続サービス業務については試験区内に限るが、その他の業務は全国範囲とする。■なお、試験区内では「外商投資電信企業管理規定」を暫時実施せず、試行管理規則を早期に制定するとされており、実施はその後になると見られる。
--	---

● 「公司法」が改正される

2013 年 12 月末に開かれた全人代常務委員会で、「公司法」の改正が決定された。2014 年 3 月 1 日から施行される。今回の改正は 2005 年以来 4 回目で、会社の設立要件の緩和による投資者の負担軽減と利便化が趣旨とされる。主な改正内容は以下の通り。

1) 登録資本の登記を払い込み額から引き受け額に変更

- ✓ 出資払い込み期限(有限責任公司・株式有限公司とも 2 年以内で投資公司是 5 年以内、一人

有限責任公司是登記前に一括払い込み)の規定が撤廃(第26条、第59条、第81条 ※条番号は現行法、以下同じ)。

2) 登録資本の登記条件を緩和

- ✓ 最低登録資本(有限責任公司3万元、一人有限責任公司10万元、株式有限公司500万元)の規定が撤廃(第26条、第59条、第81条)。
- ✓ 分割払い込みの場合の初回出資比率(有限責任公司・株式有限公司とも20%以上)の規定が撤廃。ただし、法律・法規・国务院決定に定めがある場合はそれに従うとされている(第26条、第81条)。
- ✓ 有限責任公司の現金出資額について、登録資本の30%以上とする規定が撤廃(第27条)。

3) 登記事項と登記申請書類を簡素化

- ✓ 有限責任公司の営業許可証の記載事項から「実収資本」が削除(第7条)。
- ✓ 登記時の申請書類から「验资証明」が削除(第30条、第84条)。

上記の新規定は、合弁企業法、合作企業法、外資企業法と抵触しないため、外商投資企業にも適用される。出資払い込み期限、現金出資比率の制限がなくなり、「验资」(会計事務所による出資検査)が不要となることで、投資・企業設立のコストが下がることになることが期待される。ただし、登録資本の金額を自由に設定できるかどうかについては、外商投資企業には登記前の審査・認可制度が適用されていることから、依然として当局(发展改革委、商務部門)の判断によると見られる。

なお、今回の改正は、政府が進める「公司登記制度改革」の措置を反映したものと見られる。その内容は、①登録資本の登記条件の緩和、②年度検査制から年度報告制への変更、③登記住所の条件緩和、④企業信用制度の構築、⑤払い込み資本金登記制から引き受け資本金登記制への変更とされるが、今回の改正ではこのうち①と⑤の内容が盛り込まれた。その他は、今後改正予定の「公司登記管理条例」などに規定されるものと思われる。

● 外国企業による組織再編での課税繰り延べ手続きが明確化

企業グループ内の組織再編にかかる企業所得税の扱いは、2009年の財政部・国家税務総局通知(財税[2009]59号)で、一定の条件をクリアした場合に課税繰り延べ(“特殊性税務処理”)ができるとされているが、非居住者企業(外国企業)が居住者企業(中国企業)の持分を譲渡した場合の手続きに関する公告が出た(タイトル等は上記表中の通り)。

公告の対象となる再編取引は、①非居住者企業が所有する居住者企業の持分を100%直接支配する別の非居住者企業に譲渡するケース(例:日本本社が香港の子会社に譲渡するケース)、②非居住者企業が所有する居住者企業の持分を別の居住者企業に譲渡するケース(例:日本本社が中国の投資性会社に譲渡するケース)である。主な内容は、以下の通り。

1) 課税繰り延べ申請を選択した場合の届出義務

非居住者企業が上記①②のケースで課税繰り延べ(“特殊性税務処理”)を選択する場合、持分譲渡契約が発効し、かつ工商変更登記が完了してから30日以内に届出を行うとされ、届出人は上記①のケースでは譲渡側企業、②のケースでは譲渡を受ける側の企業が持分譲渡を行う居住者企業所在地の主管税務機関に対して行うとされている。この届出を行わない場合、企業所得税が課税される(“一般性税務処理”を行う)。

2009年の上記財政部・国家税務総局通知では、届出は持分譲渡が完了した年度の企業所得税年度申告時(翌年5月末まで)に行うとされていたが、それより早くなるので、注意が必要。

2) 届出資料

届出を行う際の申請資料は、i)所定の届出表、ii)持分譲渡の具体状況説明、持分譲渡の商業目的、課税繰り延べ(“特殊性税務処理”)の条件に合致することの証明、持分譲渡前後の持分構成図などの資料、iii)持分譲渡契約または協議、工商部門などの関係部門による持分変更認可の証明資料、

iv) 持分譲渡時点での譲渡対象企業の暦年の未配当利益の資料、v) その他の要求資料とされている。
2009 年の上記通知では届出資料が規定されていなかったが、これにより明確になった。

3) 税務機関の届出受理義務

届出の申請書類が整っている場合、税務機関はその場で所定の届出表に署名・捺印し、届出人に返却しなければならないとされている。

これまでは届出自体が受理されないケースが散見されたが、この公告により税務機関の受理が進むことが期待される。

4) 税務機関の調査

届出受理後は、主管税務機関が届出事項について調査を行うとされている。

上記①のケース（非居住者企業間の譲渡）では、受理日から 30 業務日以内に調査を行い、意見を提出し、かつ届出資料と意見を省級税務機関に報告するとされている。

この調査の際に、「この種の持分譲渡の状況が以後の持分譲渡所得にかかる源泉税負担に変化をもたらすことを発見した場合（譲渡側が持分を課税すべき国・地域から非課税または低税率の国・地域に移転する場合を含む）、特殊性税務処理を適用してはならない」と規定されている。

その意味は、非居住者企業間で持分譲渡が行われた後、譲渡を受けた側が再譲渡するケースで、譲渡を受けた側の所在国・地域が中国に課税権がないか、中国が低税率を適用する国・地域である場合、その後の譲渡所得にかかる源泉税負担が変化する状況を指すものと思われる。

これは、中国が租税協定を締結している国・地域によって、持分譲渡所得に対する課税権が異なる状況が背景にあると見られる。日本を含む多くの国との租税協定では、所得の発生国に課税権があるとしており、中国で発生した持分譲渡所得は中国に課税権があるとされるが、韓国との租税協定では、譲渡側を居住者とする国で課税するとしており、韓国企業が中国企業の持分を譲渡する場合は、韓国に課税権があるとされる。したがって、日本本社が中国現法の持分を韓国の 100%子会社に譲渡するケースでは、特殊性税務処理が適用されないことになる。

なお、香港・シンガポールとの租税協定では、一方の居住者企業が他方の居住者企業の持分を譲渡前 12 ヶ月以内に 25%以上所有している場合、他方に課税権があるとしており、香港・シンガポール企業が譲渡する中国企業の持分が 25%以上であれば中国に課税権が生じる。したがって、日本本社が中国現法の持分（例えば 100%）を香港・シンガポールの 100%子会社に譲渡するケースでは、特殊性税務処理が適用されるように思われるが、ただし、香港・シンガポール企業が譲渡を受けた 100%の持分のうち 25%未満を再譲渡する場合は、中国に課税権がなくなることになる。この点について、公告では詳細が示されていない。香港・シンガポール企業がからむ持分譲渡での特殊性税務処理の扱いについては、さらに今後の動きを見る必要があると思われる。

一方、上記②のケース（非居住者企業から居住者企業への譲渡）では、i) 譲渡を受ける企業と譲渡対象企業が同じ省内にあり、かつ税務機関の管轄も同じ場合、ii) 譲渡を受ける企業と譲渡対象企業が同じ省内にないか、または税務機関の管轄が異なる場合で対応が異なる。

i) の場合は上記①のケース（非居住者企業間の譲渡）と同じで、ii) の場合は譲渡を受ける企業の所在地の主管税務機関が省級税務機関に意見を提出し、省級主管税務機関は 30 日以内に譲渡対象企業所在地の省級税務機関に通知するとされている。

5) 未配当利益の扱い

上記①のケース（非居住者企業間の譲渡）で、譲渡対象企業に未配当利益がある状態で譲渡を行い、譲渡した企業と譲渡を受けた企業が同じ国・地域になく、譲渡後に譲渡を受けた企業が譲渡対象企業から未配当利益の配当を受けた場合、譲渡を受けた企業の所在国・地域との租税協定の配当金減税優遇を受けることはできず、企業所得税を源泉課税するとされている。

（本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。）

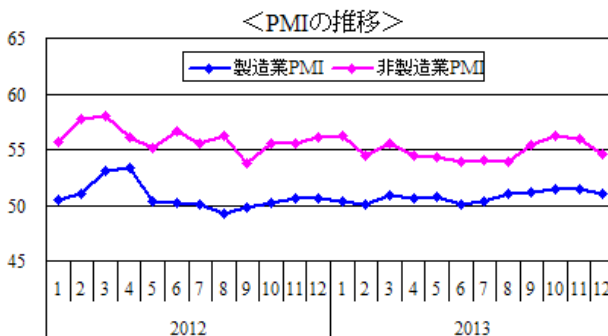
CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆12月の製造業PMI指数 51.0 前月より0.4ポイント下落

中国物流購買連合会、国家統計局の1日の発表によると、2013年12月の製造業PMI指数は51.0と、景況感の分岐点となる50を15ヶ月連続で上回ったものの、前月より0.4ポイント下落した。主要項目のうち、生産高指数は前月比▲0.6ポイントの53.9と高水準を維持したが、6ヶ月ぶりに低下した。新規受注指数は同▲0.3ポイントの52.0と3ヶ月連続で下落。輸出受注指数も同▲0.8ポイントの49.8と5ヶ月ぶりに50を割り込み。輸入指数は同▲1.5ポイントの49.0と大幅に低下し、購買量指数は同▲0.9ポイントの52.7となった。企業規模別では、大企業が前月比▲0.4ポイントの52.0、中企業同▲0.3ポイントの49.9、小企業同▲0.6ポイントの47.7と、いずれも前月から低下した。同局は、12月の指数の下落は、今後、工業生産や輸出の伸びが鈍化する可能性を示しており、経済成長に対する一定の下振れ圧力が続く指摘している。なお、非製造業PMI指数は54.6と、25ヶ月連続で50を超えたものの、前月より1.4ポイント下落した。



◆中央・地方政府債務残高 30兆元超える

国家審計署（日本の会計検査院に相当）は12月30日、全国の政府債務状況に対する実態調査の結果を発表した。同調査は、中央・地方政府機関、地方融資プラットフォーム(※)、政府系事業法人等全ての政府関連機関を対象とし、直接返済責任を負う債務のほか偶発債務も含む。調査結果によると、2013年6月末の中央・地方政府の債務残高は30.3兆元に上り、うち地方政府の残高は17.9兆円で全体の約6割、さらに、地方のうち融資プラットフォームの債務残高は7.0兆円で地方全体の約4割を占めた。全国政府債務のリスクについては、2012年末の負債比率（債務残高のGDP比）が36.74%、偶発債務を含めると39.43%と、何れも国際警戒ラインの60%を大きく下回っており、債務比率（債務残高の政府総合財政力比）も105.66%、偶発債務を含めると113.41%と、何れも国際的に正常範囲とされる90%～150%に収まっていることから、同署は中国の政府債務リスクはコントロール可能な範囲内にあると強調した。一方、地方政府債務について、2013年6月末の省・市・県級政府の直接返済義務を負う債務残高は合わせて10.6兆円で、2010年末より3.9兆元増加し、年間伸び率は+19.97%と地方政府債務の増加ペースが速く、また、債務返済原資の土地譲渡収入に対する依存度が高いことや、一部地域で違法な資金調達・運用が発生していること等の問題点が指摘されている。同署は政府に対し、政府による起債・融資方法の規範化、政府幹部の成果評価体制への債務状況の組み入れ等を提言した。

※「融資プラットフォーム」とは、地方政府の投資プロジェクトを実現すべく、地方政府の信用力や資産等を担保に銀行等から資金調達を行う会社

＜全国政府債務規模一覧表＞

単位：億元

年度	総額	政府分類	政府が直接返済責任を負う	政府の偶発債務	
				政府が担保責任を負う	政府による一定の返済支援の可能性あり
2012年末	277,691.91	中央	94,376.72	2,835.71	21,621.16
		地方	96,281.87	24,871.29	37,705.16
		合計	190,658.59	27,707.00	59,326.32
2013年6月末	302,749.70	中央	98,129.48	2,600.72	23,110.84
		地方	108,859.17	26,655.77	43,393.72
		合計	206,988.65	29,256.49	66,504.56

(出所)国家審計署「全国政府性債務審計結果」(2013年12月30日発表)より作成

【貿易・投資】

◆全国商務工作会議 2014年のキーワードは「改革」

商務部は12月27日、全国商務工作会議を開き、2013年の施策運営の成果を振り返るとともに、2014年の主要活動方針を決定した。2014年の施策方針は、開放型経済の新体制構築、貿易流通体制の改革等に重点を置き、安定成長の中で「改革」を進めていくとし、さらに対外経済体制の改革として、通関利便性の向上、加工貿易管理の刷新、外資三法の改定、外商投資管理の簡素化等の目標を挙げた。具体的には、対外貿易について、従来の労働集約型商品からインフラ設備や運輸・建築用設備といった高付加価値商品の輸出への転換、クロスボーダー電子商取引の拡大、保険、文化芸術、新聞、教育、漢方等のサービス分野の対外進出の促進により、貿易構造の転換を図っていく。一方、外資誘致のために、一部の業種（育児介護、建築設計、物流、電子商取引等）において外資規制を緩和し、環境を整備するとしている。また、自由貿易区戦略の稼働や香港・マカオ・台湾地域との協働を通じて、貿易自由化を促進することも明らかにした。

◆深圳市 2 月 1 日より最低賃金を 1,808 元に引き上げ

深圳市人力資源社会保障部はこのほど、2 月 1 日より同市の月額最低賃金を従来の 1,600 元から 1,808 元に引き上げると発表した。2010 年以来 5 年連続の引き上げで、今回の賃上げ率は 13% となり、現在 1,620 元の上海市を上回り全国で最高水準となる。

※各都市の最新の最低賃金については下記リンクよりご覧頂けます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314010802.pdf>

人民元の動き

今週は、人民元データのための掲載とさせていただきます。

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		前日比	
2013.12.23	6.0710	6.0702~6.0716	6.0702	-0.0011	5.8386	0.0270	0.78297	0.0001	8.3084	0.0324	8.9000	2187.14	5.20
2013.12.24	6.0710	6.0708~6.0721	6.0714	0.0012	5.8231	-0.0155	0.78311	0.0001	8.3075	-0.0009	6.3500	2190.43	3.29
2013.12.25	6.0715	6.0708~6.0718	6.0714	0.0000	5.8129	-0.0102	0.78265	-0.0005	8.3151	0.0076	5.5000	2204.47	14.04
2013.12.26	6.0715	6.0711~6.0789	6.0746	0.0032	5.7992	-0.0137	0.78350	0.0009	8.3145	-0.0006	5.3300	2169.56	-34.91
2013.12.27	6.0710	6.0670~6.0736	6.0686	-0.0060	5.7953	-0.0039	0.78277	-0.0007	8.3714	0.0569	5.1000	2199.06	29.50
2013.12.30	6.0682	6.0611~6.0682	6.0618	-0.0068	5.7543	-0.0410	0.78171	-0.0011	8.3302	-0.0412	4.9300	2195.11	-3.95
2013.12.31	6.0590	6.0506~6.0590	6.0539	-0.0079	5.7664	0.0121	0.78081	-0.0009	8.3392	0.0090	5.4000	2214.49	19.38
2014.01.02	6.0523	6.0500~6.0526	6.0506	-0.0033	5.7431	-0.0233	0.78035	-0.0005	8.2997	-0.0395	4.9800	2207.56	-6.93
2014.01.03	6.0523	6.0512~6.0524	6.0515	0.0009	5.8043	0.0612	0.78042	0.0001	8.2530	-0.0467	5.0000	2180.10	-27.46

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。